

令 和 6 年 度

定 期 監 查 報 告 書

公立八鹿病院組合監查委員

八 監 第 23 号
令和 6 年 11 月 27 日

公立八鹿病院組合議会

議 長 谷垣 満 様

公立八鹿病院組合

管理者 富 勝治 様

公立八鹿病院組合

監査委員 藤原 洋介

監査委員 藤井 昌彦

令和 6 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の期間

令和6年11月7日（木）から令和6年11月27日（水）まで

2. 監査の範囲及び対象

八鹿病院、村岡病院、看護専門学校、福祉センター

【対象部署】総務課、薬剤部、栄養管理科、用度課、施設課、人事会計課、医事課、診療支援課、地域医療連携室、MEセンター、画像診断科、中央リハビリテーション科、検査科、福祉センター、看護専門学校、村岡病院、看護部 ※監査順

3. 監査の対象期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日

4. 監査の内容

- (1) 前年度定期監査で報告のあった重要課題等に対する取組結果
- (2) 今後1年間の基本方針、重要課題とその解決策

5. 監査の方法

監査対象部署から前項(1)と(2)について様式1及び2の提出を求め、関係職員から当該書類及び任意提出の資料などを基に前年度の取組結果の説明を聴取した上で、経営・運営状況の実態について財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

6. 監査の結果

当事業は、地方公営企業法の財務規程等の適用を受け、公共の福祉の増進に努めつつ、常に経済性を發揮することを基本として運営されているところである。

今回の監査は、経営に係る事業の管理を対象に、適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として監査を実施した。その結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

7. 監査所見

各部門とも、公立八鹿病院基本理念に基づく「るべき姿」を実現するための「基本方針、重要課題とその対策、1年間の取組結果」について資料に基づき説明を受けた。

組合全体の課題では、患者数について入院、外来とも、外部環境に左右される要

素があるため、結果としての数字を以って必ずしも良い悪いと判断できるものではない。しかしながら、各病棟や診療科毎の精査を通じて現れた数字に対し、適時適切な対応策を講じるため、新たな委員会を立ち上げ、その効果が見えはじめていることもあり、業務面での経営管理は機能していると見る。

各部門の課題では、今回も人事に関する課題（採用、中途退職、職員の育成、育児休暇を含めた働き方改革への対応、中堅以上職員の業務負担等）、自部門内での情報共有および他部門・他業種との円滑な連携。老朽化した機器等の更新。この3点が多く見られた。解決策として部門を超えた職員の応援体制を敷くなど、セクショナリズムの強い傾向と言われる医療機関において、これらの取組は評価できる。これら人事に関する課題は重要であり、今後も計画的、重点的に取り組まれるように努められたい。

これらを、明確な指示命令系統の下で職員自ら考え実行していくことが、地域医療の中核病院としての役割を果たし、地域住民の期待に応えることになると考える。そのためには、計画の立案と振り返りに加え、実行の過程となる運用面により重点を置いて取り組み、P D C Aによる成長志向で取り組むことが重要である。